

議第 1 号

新バス車両（ワゴンタイプ）の導入に係る移動円滑化基準の適用除外認定について

○要旨

令和 5 年 12 月に新しく導入する予定のワゴンタイプの車両について、移動円滑化基準の適用除外認定を受けることについて協議します。

○新車両導入理由

あい愛バスとして使用しているワゴンタイプの車両は全部で 7 台あり、そのうち 4 台は平成 29 年 10 月から使用している日産キャラバン（LDF-DW4E26）です。これらの車両は令和 5 年 9 月までの 6 年間の走行で、多い車両で 41 万キロ以上走行しており、故障等が頻発しているため、安全運行のためにも、新しい車両の導入が必要になります。そのため、日産キャラバン（LDF-DW4E26）と同程度の輸送能力を備えるトヨタハイエースコンピューター（3DF-GDH223B-LETNY）を新たに 2 台導入することで、サービスの維持、向上を目指します。なお、今回導入する車両は昨年度導入した 1 台の車両と同車種であり、それらの車両はこれまでのところ問題なく走行しております。不要となる日産キャラバン（LDF-DW4E26）については、耐用期間が経過していますが、予備車として活用可能かを判断し必要台数を確保しつつ、車両状況に応じて適宜処分します。

○認定を必要とする理由

美濃加茂市コミュニティバスのワゴンタイプ車両で運行する路線については、道路幅員の狭い箇所や、道路の円弧半径の小さいカーブがある箇所があり、車幅 2.1 メートル以下で、ホイールベースの短いワゴンタイプ車両でなければ運行することが困難であるため、路線の道路環境や 1 便当たりのコミュニティバスの乗車人数を考慮し、旅客 14 人乗りのワゴンタイプ車両を使用することが適当と考えられます。なお、定員を最大限利用可能な 14 人乗りとするため、車椅子スペース、通路の手すり等の間隔を十分に確保することが困難となることから、移動円滑化基準適用除外の認定を受けるものであります。

これまで導入したワゴンタイプ車両についても、協議の際には身体障害者福祉協会の方に入ってください、ご理解をいただいているとともに、ワゴンタイプ車両では車いすの利用ができないことについて、冊子の時刻表、あい愛バスのホームページにも記載をしてお知らせしております。

また、車いす利用者からの利用希望があった場合には、①道路幅制限から小型車両が必要で、定員の座席スペースのために車椅子スペースの確保が出来ないことを説明。②移送サービスや介護タクシー等のサービスの利用について高齢福祉課及び社会福祉協議会の担当ケアマネージャーへの相談に繋げる。③タクシーチケットの制度利用を案内する。などの対応をさせていただくことで、市民の皆さんにもご理解をいただいているという認識であります。

これまで、ワゴンタイプ車両利用者から車いすの乗り入れについて 1 件の問い合わせをいただきましたが、上記対応を案内させていただくことでご理解いただきました。

○対象路線

まちなかぐるっと線、3公園連絡線、あまちの森・しょうよう線、むくの木・そうきち線、フルーツ山之上線、フルーツ蜂屋線、さとやま線、ほたる線、古井駅-可児川駅線

○導入車両について

使用車両	トヨタハイエースコンピューター (3DF-GDH223B-LETNY)
初年度登録	<u>令和5年12月下旬頃(予定)</u>
走行距離	0km
車両重量	2,250 kg
車両総重量	3,020kg
乗車定員	14名
長さ	5,380 mm
幅	1,880 mm
高さ	2,280 mm

使用車両	トヨタハイエースコンピューター (3DF-GDH223B-LETNY)
初年度登録	<u>令和5年12月下旬頃(予定)</u>
走行距離	0km
車両重量	2,250 kg
車両総重量	3,020kg
乗車定員	14名
長さ	5,380 mm
幅	1,880 mm
高さ	2,280 mm

※車両重量、長さ、幅、高さについては今回導入予定の車両と同車種である令和4年度導入車両の完成時のデータを参考に記載しております。車両重量、総重量については多少の誤差が生じる可能性があります。

○新バス車両（ワゴンタイプ）の写真

※令和4年度にあい愛バスに導入した同車種の写真です。



●認定により適用を除外する移動円滑化基準の条項及び内容

認定により適用を除外する移動円滑化基準の条項	内容
第37条第2項第2号	<p>乗降口のうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>一 幅は、八十センチメートル以上であること。</p> <p><u>二 スロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備(国土交通大臣の定める基準に適合しているものに限る。)が備えられていること。</u></p>
第39条	<p>乗合バス車両には、次に掲げる基準に適合する車椅子スペースを一以上設けなければならない。</p> <p>一 車椅子使用者が円滑に利用できる位置に手すりが設けられていること。</p> <p>二 車椅子使用者が利用する際に支障となる段がないこと。</p> <p>三 車椅子を固定することができる設備が備えられていること。</p> <p>四 車椅子スペースに座席を設ける場合は、当該座席は容易に折り畳むことができるものであること。</p> <p>五 他の法令の規定により旅客が降車しようとするときに容易にその旨を運転者に通報するためのブザーその他の装置を備えることとされている乗合バス車両である場合は、車椅子使用者が利用できる位置に、当該ブザーその他の装置が備えられていること。</p> <p>六 車椅子スペースである旨が表示されていること。</p> <p>七 前各号に掲げるもののほか、長さ、幅等について国土交通大臣の定める基準に適合するものであること。</p>
第40条第1項	<p>第三十七条第二項の基準に適合する乗降口と車椅子スペースとの間の通路の幅(容易に折り畳むことができる座席が設けられている場合は、当該座席を折り畳んだときの幅)は、八十センチメートル以上でなければならない。</p>
第40条第2項	<p>通路には、国土交通大臣が定める間隔で手すりを設けなければならない。</p>
第41条	<p>乗合バス車両内には、次に停車する停留所の名称その他の当該乗合バス車両の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えなければならない。</p> <p>2 乗合バス車両には、車外用放送設備を設けなければならない。</p> <p>3 乗合バス車両の前面、左側面及び後面に、乗合バス車両の行き先を見やすいように表示しなければならない。</p>